

協議第8号

条例・規則等の取扱いについて

稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。

ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

平成15年12月4日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道